

裁判官認印 

第 1 0 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	平成28年(ワ)第380号(第1事件) 平成28年(ワ)第696号(第2事件) 平成29年(ワ)第137号(第3事件) 平成29年(ワ)第466号(第4事件)
期 日	平成30年10月1日午後2時00分
場所及び公開の有無	奈良地方裁判所民事部法廷で公開
裁 判 官	島 岡 大 雄
裁 判 所 書 記 官	辻 本 洋 志
出頭した当事者等	第1事件原告 宮内正巖 第2事件原告 浅部禎一 同 畠山義治 同 杉村淑子 第3事件原告 雑賀光宏 原告ら代理人 佐藤真理 同 白井啓太郎 同 安藤昌司 同 辰巳創史 同 星雄介 第1事件原告宮内, 第2事件原告溝川, 第3事件原告北野及 び第4事件原告高桑代理人 今治周平 被告代理人 平山浩一郎 同 山本一貴

指 定 期 日 平成30年11月29日午前11時00分

弁 論 の 要 領 等

被告

- 1 原告準備書面（十三）第1に記載する求釈明については回答しない。
- 2 平成29年12月6日の最高裁判決と本件請求との関連について検討し、必要であれば、追加の主張を記載した準備書面を提出する。

原告ら

- 1 10月31日までに行政事件訴訟法第4条に基づく訴えを本件訴訟に追加して申し立てる。
- 2 11月22日までに平成29年12月6日の最高裁判決及び過去の最高裁判決を踏まえ、受信料契約の法的性質など追加の主張を記載した準備書面を提出する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 辻 本 洋

